別表（特別養護老人ホームふき香照苑利用料金表）

令和８年 ４月 １日

１．施設利用料金（介護保険被保険者＝入所者　）

	１割負担	２割負担	３割負担
要介護１	６７３円／日	１，３４５円／日	２，０１７円／日
要介護２	７５４円／日	１，５０７円／日	２，２６１円／日
要介護３	８３８円／日	１，６７４円／日	２，５１１円／日
要介護４	９１７円／日	１，８３４円／日	２，７５０円／日
要介護５	９９５円／日	１，９９０円／日	２，９８４円／日

注①上記金額は、国が定める地域区分単価（1 単位＝10.14 円）を乗じた金額です。

注②令和 6 年 6 月 1 日から処遇改善加算Ⅰ（加算率 14%）を乗じた金額です。

２．食費・居住費

	食　費	居　住　費	
		従来型多床室	従来型個室
第１段階	３００円／日	負担なし	３２０円／日
第２段階	３９０円／日	４３０円／日	４８０円／日
第３段階 ①	６５０円／日	４３０円／日	８８０円／日
第３段階 ②	１，３６０円／日	４３０円／日	８８０円／日
第４段階	２，１００円／日	８５５円／日	１，１７１円／日

３．加算

加算名	１割負担	２割負担	３割負担
初期加算（入所日から 30 日以内）	３４円／日	６７円／日	１０１円／日
サービス提供体制加算（Ⅱ）	２０円／日	３９円／日	５８円／日
看護体制加算（Ⅰ）ロ	４円／日	８円／日	１２円／日
看護体制加算（Ⅱ）ロ	１０円／日	１９円／日	２８円／日
夜間職員配置加算（Ⅰ）ロ	１５円／日	２９円／日	４３円／日
栄養ケアマネジメント強化加算	１３円／日	２５円／日	３７円／日
療養食加算	６円／食	１２円／食	１８円／食
口腔衛生管理加算（月１回）	１０２円／月	２０３円／月	３０５円／月

注①） 注）上記金額は、国が定める地域区分単価（1 単位＝10.17 円）及び処遇改善加算（加算率 14.0%）を乗じた金額です。

※介護報酬上に多種加算があり、当施設の人員配置等の体制によって算定できる又は算定できない加算項目の変更あります。加算項目の変更に伴い、入所者様の負担金も変更となります。

４．その他かかる費用

① 食費　　朝食：４００円　昼食：８５０円　夕食：８５０円
② 理美容費　　調髪・顔剃り：２，２００円
③ 貴重品管理　　２，０００円／月
④ コピー代　　２０円／枚
⑤ 貸しテレビ　　１００円／日

※上記の他、レクリエーションにかかる費用や医療機関への受診費用は、自己負担となります。

国が定める利用者負担限度額段階（第１～第４段階）について

○ 利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○ 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の設定を受けるには、利用者本人（あるいは代理人の方）が、本人の住所地の市町村に申請し市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。
　この利用者負担段階については、施設の方で判断し決定することはできません。

○ 利用者負担第１・第２・第３段階に該当する利用者とは、おおまかに介護保険料段階の第１・第２・第３段階にある次のような方です。
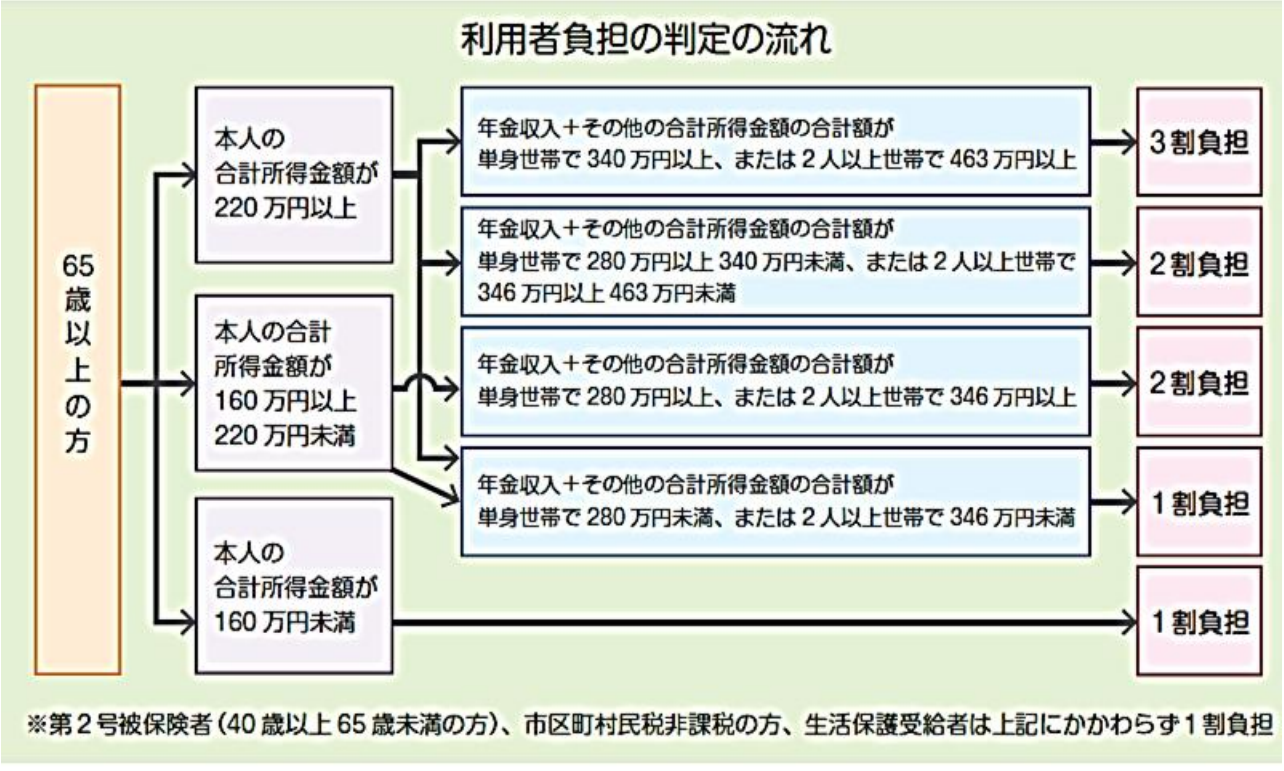
第１段階	・本人および世帯全体が住民税非課税者で、老年年金受給者 ・生活保護受給者 ・境界層該当者（本来の負担額であれば生活保護が必要になるが、より負担の低い基準を適応すれば生活保護を必要としない状態となる方） ・預貯金等が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下であること。
第２段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税収入額+非課税年金（遺族・障害年金）収入額が 80 万円以下の方 ・境界層該当者 ・預貯金等が単身で 650 万円、夫婦で 1,650 万円以下であること。
第３段階 ①	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税収入額+非課税年金（遺族・障害年金）収入額が 80 万円超 120 万円以下の方 ・境界層該当者 ・預貯金等が単身で 550 万円、夫婦で 1,550 万円以下であること。
第３段階 ②	・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税収入額+非課税年金（遺族・障害年金）収入額が 120 万円超の方 ・境界層該当者 ・預貯金等が単身で 500 万円、夫婦で 1,500 万円以下であること
第４段階	課税世帯で、第１～第３段階に属さない方